

(別紙42)

総合マネジメント体制強化加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	☐ 1 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)

1 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護		有・無
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
⑤	事業所の特性に応じて1つ以上実施している 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている。 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。	☐ ・ ☐
○(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑤	事業所の特性に応じて1つ以上実施している 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	☐ ・ ☐
○看護小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
④	日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
⑤	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑥	事業所の特性に応じて1つ以上実施している 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	☐ ・ ☐

2 総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ) に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) に係る体制の届出内容」に記入すること。		有・無
①	総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) の基準の①～②のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐
○看護小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) に係る体制の届出内容」に記入すること。		
①	総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ) の基準の①～③のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。